

「備前市手話言語条例（案）」に対する市民意見等の募集結果について

「備前市手話言語条例（案）」について、ご意見を募集した結果について、ご意見の要旨と市の考え方は以下のとおりです。

- ・意見募集期間 令和2年7月1日から令和2年7月31日まで
- ・意見募集結果 10件（8名）

番号	意見等の要旨	市の考え方
1	手話は障害者権利条約や障害者基本法で言語として認められたものの、一般的には十分に普及しているとは言えない。前文で明記することによって、この条例について多くの市民が理解され、その目的が浸透するものと思われる。全日本ろうあ連盟が提案している、市町村手話言語条例モデル条例案の全文を参考にして、前文を検討し条例に入れていただきたい。	本市の条例には原則として前文を置かないこととしています。本条例の第1条と第2条に目的と基本理念という前文の内容が含まれていることから、前文を加えないこととしました。ご理解ください。
2	第3条の市の責務について、「ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進するものとする」の文言を入れていただきたい。	第1条において、「手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築」を「手話の普及等」としていますので、ご意見の内容を含むと考えます。
3	第5条施策の推進について、「理解の促進」、「手話を使いやすい環境づくり」、「支援者の配置の拡充及び処遇の改善」の文言を入れていただきたい。	
4	条例を理解していただくために、①手話はろう者の言語であること、②ろう者には手話が必要なこと事の意味、③ろう者が言葉としての手話に関わってきた歴史等を市民の皆さんに知っていただき、いつでもどこでも安心して過ごせる社会の実現を目指してもらいたい。	市では毎年、手話奉仕員養成講座を開催しています。引き続き、市民・事業者等にご協力いただき、手話に対する理解の促進、普及、手話を使用しやすい環境を構築したいと考えます。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

5	<p>ろう者に対して生活の向上及び福祉の向上に繋がるのであれば賛同する。自身も手話奉仕員養成講座で学んでおり、手話で普通に話が出来れば嬉しい。若い世代により多く広めて、豊かなまちに発展することを願う。</p>	<p>市では毎年、手話奉仕員養成講座を開催しています。引き続き、市民・事業者等にご協力いただき、手話に対する理解の促進、普及、手話を使用しやすい環境を構築したいと考えます。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>「誰もがいつまでも安心して暮らせるまちの実現」に大きく寄与すると思うので、条例の制定に賛成する。健聴者が「ろう者」への理解が深まれば、災害時にスムーズな救助・避難につながる。手話通訳士を増やし、事業者が積極的に手話通訳士をテレビ会議に参加させるような施策を実施すべき。手話が共通言語となる店舗をオープンした民間企業があり、備前市においても健聴者と「ろう者」がともにいきいきと働ける職場を設立・事業化して欲しい。</p>	<p>市では毎年、手話奉仕員養成講座を開催しています。引き続き、市民・事業者等にご協力いただき、手話に対する理解の促進、普及、手話を使用しやすい環境を構築したいと考えます。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>手話養成講座に参加している。手話の普及の為に市民の皆さん、子供達に簡単な手話でも覚えて欲しいと思う。1人でも多くの方が手話に興味を持って頂けたら嬉しい。</p>	
8	<p>手話に対し理解があっても学ぶ場や使う時が無いのは残念。手話は必要。</p>	
9	<p>ろう者と市民との間の距離を無くす為にも言語である手話を普及させ身近なものにする事が必要。</p>	
10	<p>市民・事業者等に対して手話の理解を深め、ろう者とろう者以外の者が共生できる地域社会のため条例制定をお願いします。</p>	